

## 令和元年9月市会追加提出議案

No.	件 名	概 要
1	<p>議第226号 控訴の提起について (教育委員会事務局)</p>	<p>相手方</p> <p>事件の種類 損害賠償金の支払の請求</p> <p>事件の内容 相手方は、本市が設置する高等学校に在籍していた当時、所属するソフトボール部の部活動の練習中、同部の顧問の教員が打った球を捕球した際、左手小指を負傷し、可動域制限等の後遺障害が生じたことが、本市が相手方の身体の安全に配慮すべき義務に違反したことによるものであるとして、本市に対し、12,475,201円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、5,785,144円及び遅延損害金を支払うように命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に控訴しようとするものである。</p>